

【ご注意ください】納付書による電気工事業の許認可関係手数料の支払いについて

納付書の右下部分の表示により、自分の手続(新規登録、更新登録、変更・承継届、みなし登録証明書など)のものかどうかを十分に確認した上で手数料を支払い後、右端の「納税証明書<納付済証>」を切り取り、申請書の裏面に貼り付けて提出ください。

使用できる期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日

本人用の控え
(左側)

提出用
(右端)

52 令和 年度 領収済通知書 分類区分 04

加入者名 鳥取県 口座番号 01480-0-960080 金額 12,000円

収納機関番号 31000 納付番号

納入期限 令和 年 3月

納付書 領収証書

加入者名 口座番号 付番号 00220000536201000000 付書番号 金額 12,000円

納税証明書 <納付済証>

納付書番号	
金額	12,000円
所属名	消防防災課
摘要	令和 年度 登録電気工事業者 更新登録 申請手数料 (4連式)
	令和 年度

納付書が自分の手続のものかどうか十分に確認

【注意】
このラインは切れ込みが入っていないので、ハサミなどで切り取る

①
金融機関の窓口・
コンビニエンスストアのレジに
納付書を出して支払い

②
領収印がある
ことを確認

③
右端の「納税証明書
<納付済証>」を
切り取って申請書・
届出書に貼り付け

納付書での手数料支払と申請の方法

- ①納付書が自分の手続のものかどうか十分に確認の上、裏面に記載の金融機関の窓口・コンビニエンスストアのレジに納付書を提示し、手数料をお支払いください。
 - ②受け取った控えの「領収日付印」欄に領収印があることを確認ください。
(領収印がない場合は、窓口・レジの方に領収印を求めてください。領収印がないものは申請用に使用できません。)
 - ③右端の「納税証明書<納付済証>」をハサミなどで切り取って申請書の裏面に貼り付け、鳥取県消防防災課 保安担当に提出ください。(誤って左側の「領収証書」を貼り付けた場合、証書はお返しできません。)
- ※令和6年4月1日以降は使用できません。紛失、汚損を含め、新しい納付書が必要なときは、裏面をご覧ください。

電気工事業許認可用の納付書を入手するには

納付書は下記の設置場所で入手ください。(次の場合で新しい納付書が必要なときも同様)

○納付書をなくしたとき ○納付書が汚れたり破れたとき ○納付書の使用期限が過ぎたとき

※遠方にお住まいなどのご事情により県からの郵送を希望する場合

県ホームページ「電気工事業の申請・届出」から「納付書送付依頼書」をダウンロードして所定事項を記入し、県消防防災課にファクシミリ・メール送信ください。【問合せ先】鳥取県消防防災課 電話0857-26-7063

	入手先	所在地	電話番号
①	鳥取県電気工事業工業組合 鳥取支部	鳥取市田島648 タナカビル1階	(0857) 26-1569
②	鳥取県電気工事業工業組合 倉吉支部	倉吉市駄経寺町2丁目60-4	(0858) 23-1436
③	鳥取県電気工事業工業組合 米子支部	米子市旗ヶ崎2120	(0859) 22-7014
④	鳥取県消防防災課 保安担当	鳥取市東町1丁目271 鳥取県庁第二庁舎3階	(0857) 26-7063